書式① 販売業者等情報開示請求標準書式

年 　月 　日

至 ［取引デジタルプラットフォーム提供者の名称］御中

［開示請求を行う者］

住所

連絡先

（電話番号）

（メールアドレス）

**販売業者等情報開示請求書**

［貴社・貴殿］が提供する取引デジタルプラットフォームを利用して行われた販売業者等との間の[売買・役務提供]契約に係る自己の債権を行使するために、取引デジタルプラットフォームを利用する消費者の利益の保護に関する法律（以下「法」といいます。）第５条第１項に基づき、［貴社・貴殿］が保有する、下記記載の販売業者等情報を開示くださるよう、請求します（以下「本請求」といいます。）。

なお、万一、本請求書の記載事項（添付・追加資料を含みます。）に虚偽の事実が含まれており、その結果［貴社・貴殿］が販売業者等情報を開示された販売業者等から苦情又は損害賠償請求等を受けた場合には、私が責任をもって対処いたします。また、開示された販売業者等情報を下記の「上記債権を行使するために本請求に係る販売業者等情報の確認を必要とする事情」欄記載以外の用途では使用いたしません。

**記**

|  |  |
| --- | --- |
| 取引デジタルプラットフォーム提供者の名前・名称 |  |
| 取引の際に用いていた消費者の名前又は名称（存在すれば自己のID番号等） | ・名前又は名称・（存在すれば）自己のID番号等 |
| 下記販売業者等と取引を行った者は消費者（注１）である | １．　はい２. いいえ |
| 取引を行った販売業者等の名前・名称 |  |
| 販売業者等との取引日時 |  |
| 販売業者等との取引内容（存在すれば当該取引固有の番号等も） | ・（存在すれば取引番号や取引した商品等が掲載されているサイトのURLなど）・取引内容（購入した商品又は提供を受けた役務など） |
| 本請求に係る販売業者等情報の確認を必要とする理由 | 消費者が販売業者等に対して債権を有する事実関係 | １．金額（※債権額の合計が１万円を超えない場合、本請求は認められません（法施行規則第４条）。）　　　　　円２．上記金額の根拠（取引内容に関する債務不履行の事情など債権が発生していると考えている根拠、計算式等を具体的にご記入ください。） |
| 上記債権を行使するために本請求に係る販売業者等情報の確認を必要とする事情 | （下記記載例のように、①これまでの販売業者等とのやり取り及び交渉の経緯、②①を踏まえて販売業者等に対して行おうとしていることなどを、時系列順に具体的にご記入ください。）記載例：①「上記記載の取引で購入した商品の持ち手部分が壊れていたので、〇（販売業者等）と（取引デジタルプラットフォーム）のメッセージ機能を用いて返金をお願いしていたが連絡が返ってこなかった。×年×月×日には、〇に対して、（取引デジタルプラットフォーム）に記載されていた○○―○○○○－○○○○（電話番号）に架電してみたもののつながることはなかった。そこで、〇に対して、訴訟外での交渉を行うべく、下記のとおり○の電話番号の確認を必要としている。」②「上記記載の取引で購入した商品の持ち手部分が壊れていたので、〇（販売業者等）と（取引デジタルプラットフォーム）のメッセージ機能を用いて返金をお願いしていたが連絡が返ってこなかった。また、（取引デジタルプラットフォーム）にも〇の住所が表示されていなかった。そこで、〇に対して、購入代金の返還を求めるべく裁判を起こしたいと考えており、下記のとおり○の住所の確認を必要としている。」 |
| 本請求の対象となる販売業者等情報（複数選択可） | □　販売業者等の氏名及び名称（販売業者等が法人その他の団体の場合にあっては、その名称及び代表者の氏名を含む。）□　販売業者等の住所□　販売業者等の電話番号□　販売業者等のファクシミリ番号□　販売業者等の電子メールアドレス□　販売業者等が法人その他の団体にあっては、法人番号  |
| 法第５条の要件を充足することを証する証拠（注２） | 添付資料参照 |
| 開示を受けた販売業者等情報を当該販売業者等の信用を毀損する目的その他の不正の目的のために利用しないことを誓約する（注３） | □　 |
| その他参考事項 |  |

（注１）「消費者」とは、事業を行わない個人（法第２条第３項）であり、法第５条の開示請求は、消費者又は当該消費者の代理人が行うことができるものです。

（注２）法第５条の要件を充足することを証する証拠については、書面により提出する場合には、取引デジタルプラットフォーム提供者が使用するもの及び販売業者等への意見聴取用の２部を添付してください。

（注３）法第５条第１項ただし書により、販売業者等情報を用いて当該販売業者等の信用を毀損する目的その他の不正の目的で本請求を行うことは認められません。なお、「その他の不正の目的」とは、例えば、開示を受けた販売業者等情報を用いて販売業者等の業務を妨害する目的（例えば、開示を受けた電話番号に何度も無言電話をする。）や、個人である販売業者等の販売業者等情報を用いて当該販売業者等の生命、身体等に危害を加える目的（例えば、開示を受けた販売業者等情報を用いてストーカー行為を行う。）等が含まれます。

**以上**

---------------------------------------------------------

[取引デジタルプラットフォーム提供者の使用欄]

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 開示請求受付日 | 販売業者等への意見聴取日 | 販売業者等の意見 | 回答日 |
| （日付） | （日付）聴取できなかった場合にはその理由 | 有（日付）無 | 開示（日付）一部開示（日付）不開示（日付） |